

八代市立中学校 拠点校部活動・合同部活動実施要項

八代市教育委員会

近年、全国的な少子化が進む中、本市中学校においても、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっている。学校や地域によっては、募集しても部員が揃わず、また指導者も見つからない等、その存続自体が厳しい状況にある。さらに、学校の働き方改革が進む中、専門性の有無に関わらず教師等が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも困難な状況となっており、生徒たちが部活動に参加する機会そのものが失われている現状である。

そこで、八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、市立中学校に通う生徒にとって望ましい部活動が実施されるように、中学校部活動の地域クラブ活動への展開（以下「地域展開」という。）を進めることとしている。

地域展開は、中学校ごとにそれぞれの部活動を単位として進めるものとする。しかしながら、部員不足等により運営が難しい部活動については、単独での地域展開が困難であることから、まずは「拠点校部活動」及び「合同部活動」に取り組み、生徒のスポーツ及び文化芸術活動の確保を図るものとする。そして、その後、学校・生徒・家庭・地域・行政の五者が連携しながら、拠点校部活動及び合同部活動を含めた部活動を母体として地域クラブ活動へ展開していくものとする。

1 定義

- (1) 拠点校部活動とは、拠点校を設定し、その部活動がない他の本市内の中学校を対象に、部員募集を行い、拠点校の部員として活動するものをいう。
- (2) 合同部活動とは、部員数が少ない等の理由により、学校単独での部活動が困難である場合に、本市内の2校以上の中学校が合同で部活動を設置し、運営するものをいう。

2 事業主体及び実施主体

拠点校部活動及び合同部活動の実施に係る認定等の必要な行為は教育委員会において行うものとし、拠点校部活動及び合同部活動の実施は当該認定を受けた八代市立中学校とする。

3 基本的な地区編成

- (1) 拠点校部活動及び合同部活動は、活動場所への移動等を考慮し、学校の生徒数に応じ、次の表に掲げるところにより近隣の学校ごとに4つのブロックを編成し、それぞれのブロック内で実施することを基本とする。

ブロック名	対象中学校数	対象中学校名
東部ブロック	3校	二中 四中 八中
西部ブロック	2校	一中 七中
南部ブロック	6校	三中 五中 六中 日奈久中 二見中 坂本中
北部ブロック	4校	千丁中 鏡中 東陽中 泉中

- (2) 前号の規定にかかわらず、種目の特性や部員数により、ブロックを越えた広い範囲で拠点校部活動又は合同部活動を実施することが好ましい場合は、ブロックを越えた活動を検討し、活動する上で合理性があると認められるときは実施する。
- (3) 氷川町及び八代市中学校組合立氷川中学校及び氷川町立竜北中学校、熊本県立八代中学校の部活動が合同で活動する場合は、熊本県中学校体育連盟が定める規定に準じて実施する。

4 拠点校部活動

- (1) 各ブロックの拠点校については、原則として別添1のとおりとする。
- (2) 参加できる生徒
- ア 次の条件をすべて満たす者とする。
- (ア) 在籍校に希望する部活動がないこと。
- (イ) 保護者の責任の下、在籍校や自宅等から、徒歩、自転車、公共交通機関又は自家用車による保護者の送迎等で拠点校部活動の活動場所まで移動することができること。
- (ウ) 拠点校部活動の活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は拠点校部活動の指導者の指導に従うことに同意すること。
- (エ) 在籍校に担当者がいること。
- (3) 申請等の流れ
- ア 在籍校の校長は、拠点校の部活動に参加を希望する生徒について、拠点校の校長に申請手続きを行う前に連絡を行い、承認を得る。
- イ 拠点校の部活動に参加を希望する生徒（以下「申請生徒」という。）及びその保護者は、在籍校の校長に八代市立中学校拠点校部活動参加申込書・保護者同意書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出する。
- ウ 在籍校の校長は、イによる提出があったときは、事業目的及び前号の要件に該当していることを確認し、八代市立中学校拠点校部活動申請書（様式第2号）に申込書の写しを添えて、教育委員会に提出する。
- エ 教育委員会は、ウによる提出があったときは、申請に係る部活動を実施する学校（以下「拠点校」という。）と申請生徒の受け入れについて調整し、受け入れが可能であるときは拠点校の校長に申込書の写し及び八代市立中学校拠点校部活動申請書を送付する。もし、受け入れることができないときは在籍校の校長にその旨を連絡する。
- オ 拠点校の校長は、エによる送付を受けた場合、申請生徒の受け入れを承諾するときは、八代市立中学校拠点校部活動承諾書（様式第3号）を在籍校の校長及び教育委員会にそれぞれ提出する。

カ 教育委員会は、オによる提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果を拠点校及び在籍校の校長、申請生徒の保護者に通知する。

キ 申請生徒は、アからカまでの手続が完了し、拠点校の受け入れ体制が整ったときに、拠点校部活動における活動を開始することができる。

(4) 実施期間

有効期間は(3)カの通知を受けた年度の末日までとし、翌年度においても継続して拠点校部活動への参加を希望する生徒は、毎年度前号に規定する手続を行わなければならない。

(5) 活動場所

ア 拠点校部活動に参加する生徒(以下「参加生徒」という。)は、原則拠点校において活動する。

イ 在籍校での活動場所に余裕があり、実情や実態に応じて拠点校と在籍校で協議し、在籍校を活動場所とすることもできる。ただし、教育委員会が認めた活動場所については、この限りではない。

(6) 活動場所までの移動

参加生徒は、保護者の責任の下、在籍校や自宅等から、徒歩、自転車、公共交通機関又は自家用車による保護者の送迎等で拠点校部活動の活動場所まで移動する。

(7) 指導者

ア 拠点校部活動の指導は、拠点校部活動の顧問又は部活動指導員、教員外指導者等が行うことを基本とする。

イ 指導者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、指導者を辞めた後についても同様とする。

(8) 参加生徒の活動

ア 参加生徒の管理監督は、拠点校及び在籍校それぞれの校長が行う。

イ 在籍校の校長は、拠点校の校長と連携し、参加生徒の活動状況等について情報を共有する。

ウ 活動場所や活動時間の変更等について、拠点校から在籍校に連絡できる体制を整備する。

エ 参加生徒の保護者は、拠点校及び在籍校と連絡体制を密にするため、拠点校部活動での活動に必要な連絡体制を構築する。

オ 在籍校の校長は、拠点校の校長に対し、部活動指導に当たって必要があれば、参加生徒の配慮事項や生徒指導上参考となる事項等の情報を提供する。

カ 参加生徒が拠点校部活動を欠席するときは、拠点校部活動の顧問に直接連絡する。

キ 在籍校の学習活動や行事等の日程が拠点校部活動の活動と重なったときは、原則として在籍校の学習活動や行事等を優先させる。

ク アからキまでに規定するもののほか、拠点校部活動に関する参加生徒の活動については、拠点校の校長が決定することとし、必要に応じて在籍校の校長と協議するものとする。

(9) 事故や生徒指導上の問題等への対応

ア 拠点校部活動における事故や生徒指導上の問題等に係る責任の所在は、その原因が施設の不備、拠点校の生徒又は指導者等拠点校側に起因する場合にあっては拠点校の校長とし、参加生徒に起因する場合にあっては在籍校の校長とし、双方に原因がある場合にあっては拠点校の校長及び在籍校の校長とする。

イ 拠点校部活動における活動中の事故や生徒指導上の問題等への対応は、まずは拠点校で対処し、当該問題等について在籍校に直ちに連絡する。さらに、在籍校はその情報を受け、拠点校と連携して対応するものとする。

ウ 参加生徒の拠点校部活動での活動中及び移動中の事故に際して行う独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請手続等は、拠点校から情報を収集し、在籍校が行うものとする。

※保護者等の送迎時の交通事故については、保護者の責任となる。

エ 拠点校と在籍校間において日頃から連携を深め、事故や生徒指導上の問題等の未然防止に万全を期することとする。

(10) 大会等への参加

ア 中体連が主催する大会等は、4(3)カの教育委員会からの認定をもって出場できる。

イ 中体連以外が主催する大会等については、大会等主催者が定める大会実施要項を事前に確認し、これに従うものとする。

ウ 各種大会等への参加に当たっての事務手続き等は、原則として拠点校が行う。

5 合同部活動

(1) 各ブロックの合同部活動については、原則として、それぞれのブロック内で実施することを基本とする。

(2) 参加できる生徒

ア 次の条件をすべて満たす者とする。

(ア) 在籍校に合同となる部活動があること。

(イ) 保護者の責任の下、学校や自宅等から、徒歩、自転車、公共交通機関又は自家用車による保護者の送迎等で合同部活動の活動場所まで移動することができること。

(ウ) 部活動の活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は合同部活動の指導者の指導に従うことに同意すること。

(3) 申請等の流れ

ア 合同部活動を実施する各中学校の校長は、それぞれ教育委員会に連絡する。

イ 教育委員会は、合同部活動の実施について、関係する学校の合意が取れたと確認したときは、各当該学校に連絡する。

ウ イによる連絡を受けた学校は、八代市立中学校合同部活動開設・継続申請書（様式第4号）を合同部活動を実施する学校の校長連名で作成し、教育委員会に提出する。

エ 教育委員会は、ウによる提出があったときは、その内容を審査し、「八代市立中学校合同部活動」として認定するときは、各学校に認定証を送付する。

オ エによる認定を受けた学校は、学校間で活動場所、指導者、活動日等について連絡調整し、合同部活動を実施する。

(4) 実施期間

認定書の有効期間は、原則として（3）エの認定を受けた翌年度の7月末日までとする。翌年度においても継続して合同部活動を実施する学校は、継続に係る手続きを行わなければならない。

(5) 活動場所

合同部活動の活動場所は、合同部活動実施校間で調整する。

(6) 活動場所までの移動

合同部活動に参加する生徒は、保護者の責任の下、在籍校や自宅等から、徒歩、自転車、公共交通機関又は自家用車による保護者の送迎等で合同部活動の活動場所まで移動する。

(7) 指導者

- ア 合同部活動の指導は、合同部活動を実施する学校の顧問、部活動指導員、教員外指導者等が行うことを基本とする。
- イ 指導者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、指導者を辞めた後についても同様とする。

(8) 参加生徒の活動

- ア 参加生徒の管理監督は、合同部活動を実施しているそれぞれの校長が行う。
- イ 合同部活動を実施している校長同士で連携し、参加生徒の活動状況等について情報を共有する。
- ウ 活動場所や活動時間の変更等について、それぞれの学校間で連絡できる体制を整備する。
- エ 参加生徒の保護者は、合同部活動の実施校と連絡を密にするため、活動に必要な連絡体制を構築する。
- オ 実施校の校長は、部活動指導に当たって必要があれば、参加生徒の配慮事項や生徒指導上参考となる事項等の情報を提供する。
- カ 参加生徒が合同部活動を欠席するときは、在籍校の顧問に直接連絡する。
- キ 実施校の学習活動や行事等の日程が合同部活動の活動と重なったときは、原則として学習活動や行事等を優先させる。
- ク アからキまでに規定するもののほか、合同部活動に関する参加生徒の活動については、実施校の校長同士で協議するものとする。

(9) 事故や生徒指導上の問題等への対応

- ア 合同部活動における事故や生徒指導上の問題等に係る責任の所在は、それぞれの学校の校長とする。
- イ 合同部活動における活動中の事故や生徒指導上の問題等への対応には、まずは当日の指導に当たっている学校の指導者等で対処し、当該問題等について関係する学校に直ちに連絡する。さらに、当該連絡を受けた学校はその情報を受け、指導者及び保護者と連携して対応すること。
- ウ 合同部活動での活動中及び移動中の事故に際して行う独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請手続等は、それぞれの学校が行うこと。

※保護者等の送迎時の交通事故については、保護者の責任となる。

(10) 大会等の参加

- ア 中体連が主催する大会等は、5（3）エの教育委員会からの認定をもって出場できる。
- イ 中体連以外が主催する大会等については、大会等主催者が定める大会実施要項を事前に確認し、これに従うものとする。
- ウ 各種大会等への参加に当たっての事務手続き等は、関係する学校間で協議して行う。

6 その他

1から5までに定めるもののほか、拠点校部活動及び合同部活動の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。